

箕面市廃棄物減量等推進審議会

「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について」

(答 申)

平成 18 年 9 月

経 過

箕面市廃棄物減量等推進審議会では、増加の一途をたどっている事業系ごみの減量を喫緊の課題とする市から「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方」について諮問を受け、2年以上にわたり合計 16 回を超える審議を重ねてきた。

本年 4 月には、事業系一般廃棄物減量等計画書の見直し及び許可業者による可燃ごみ収集について意見具申を行い、このたび、事業系一般廃棄物の減量方策について答申に至ったものである。

答申概要

はじめに（略）

・事業系ごみ減量の必要性

1. 事業者の処理責任

事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2. 責任・役割と協働（略）

・現状と課題

1. 事業系ごみの概要（略）

2. 箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況（略）

3. 事業系ごみの課題

（１）減量施策の進捗状況

箕面市の事業系ごみ減量施策は、家庭ごみに比べて進捗していない。

（２）適正負担

処分手数料と処分経費の関係

箕面市の現在の処分手数料は、近隣市と比較しても格段に安価であり、処分経費の大部分を租税負担しており、事業者の自己処理責任が果たされていないとは言い難い。

減免制度と社会情勢

許可業者が搬入する場合は、処分手数料の８割が減免されるが、この制度が現在の社会情勢において必要なのか、また適正な範囲で実施されているのかについては、箕面市にとって検証すべき重要な課題である。

（３）家庭ごみとの公平性

箕面市では、家庭ごみには指定袋による一部有料制が実施され、一定量を超えて排出する際には処理経費の４割程度の金額を処理手数料として課しており、事業系ごみとの公平性の確保が必要である。

（４）事業者の関心の低さ

現在の箕面市の事業者は、ごみは許可業者任せで排出者としての関心が低いため、排出事業者にごみに関する問題意識を持ってもらうことが必要である。

・事業系一般廃棄物の減量等の方策のありかた

1. 事業系一般廃棄物の減量施策の在り方

（１）3Rの推進

本審議会においては、3Rの重要性を深く認識している。今回はリサイクル施策を中心に答申を行うが、市は3Rを推進すべきである。

（２）事業者の責任と市の責務

事業者の自己処理責任を明確にし、市は事業者がその責務を全うできるよう施策を構築する必要がある。

(3) 事業者の理解を得る施策実施

施策は、事業者の理解を深めながら段階的に実施すべきである。

2. ごみ減量の提案・アイデア

(1) 事業者のごみ減量意識醸成に対する支援

オフィス町内会、事業系厨芥類のたい肥化など、複数事業所が共同で行うごみ減量活動により、事業者の自主的な減量意識をはぐくむべきである。

(2) 減量手法に関する情報提供

3 R ガイドラインの作成・配布や市の資源化の取組事例を公表するなど、減量手法に対する情報提供を積極的に行うべきである。

(3) 経済的なりサイクルシステムの確立

経済性に配慮したリサイクルシステムを確立すべきである。

(4) 分別基準の設定と指導體制の整備

事業系ごみにも資源化のための分別基準を設けるとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の厳密な峻別も含めて監視・指導體制を強化すべきである。

(5) 商品・包装提供者としての事業者の取り組み支援

家庭ごみのリデュースに資する事業者の取り組みを支援すべきであり、優良事業者の P R や容器包装回収等の取り組みのバックアップに努める必要がある。

(6) その他の減量・資源化方策

事業系ごみに対して市民からアイデアを募ったり、N P O 等の活動を支援するなど、市民との協働は、事業系ごみの 3 R 推進に有効な方策である。

3. 経済的手法の活用と適正負担

(1) 事業系指定ごみ袋制

事業系ごみ指定袋制は、大きなごみ減量効果を期待できる。

(2) 処分手数料と減免制度

処分手数料と減免制度については、事業者の自己処理責任にのっとり、他市との格差是正も含めて適正負担への見直しを行うべきである。

おわりに(略)